

議案第 4 3 号

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 5 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

亀山市後期高齢者医療に関する条例（平成19年亀山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）広域連合条例附則第7条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。